九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

南シナ海をめぐる中台学術協力について ： 『南シナ海地域情勢評価報告』を手がかりに

財前, 裕一
九州大学大学院地球社会統合科学府地球社会統合科学専攻

https://doi.org/10.15017/1854972

出版情報：地球社会統合科学研究. 7, pp.45-57, 2017-09-25. 九州大学大学院地球社会統合科学府
バージョン：
権利関係：

『地球社会統合科学研究』7号 45～57
Integrated Sciences for Global Society Studies
No.7，pp. 45～57

南シナ海をめぐる中台学術協力について
～『南シナ海地域情勢評価報告』を手がかりに～

財前裕一（ザイゼン ユウイチ）

１．問題設定

１．１　はじめに

2016年７月12日ハーグの仲裁裁判所は、南シナ海で中国[1]が主張する、いわゆる「九段線」には法的根拠がないと判決を下した。同日に中国は判決を受け入れない旨を表明し[2]、「南シナ海における領土主権と海洋権益に関する中華人民共和国政府声明」で南シナ海において中国は領土主権と海洋権益を有すると改めて主張した[3]。

南シナ海問題をめぐる一連の動きに対して、中国と非常に似通った主張をしているのが台湾である。中華民国総統府の声明によると「１、中華民国は南シナ海の諸島及びその関連海域に対し、国際法及び海洋法上の権利を享有している。２、仲裁に関連する裁判の判断は、特に太平島への認定に対して、我が南シナ海及びその関連海域の権利に重大な侵害を及ぼし……（中略）我々は一切認めず、今回の仲裁判断は中華民国への法律的拘束力がないことを主張する。」と主張し、中国と同様に仲裁判決について受け入れないとしている[4]。

このことから台湾と中国は南シナ海で重なった主張をしていることが指摘されている。中台はそれぞれ南シナ海で、九段線と十一段線を主張しており、その海域のほとんどは重なっている。

しかし一方で中国と台湾は主権をめぐって対立構造にある。国共内戦後、中華民国政府が台湾に移転して以降、両者は互いに自らの正統性を主張してきた。中国も台湾も自らが正統「中国」であると主張している。しかし台湾の国際的孤立や中国の経済大国化に伴い、中国は台湾に統一を呼びかけ、台湾がそれを拒否するという中国が優位に立つ対立構造ができている。

南シナ海ではこの構造が異なる。台湾は南シナ海で最大面積の太平島を実効支配している。しかし台湾は国際社会から孤立しており、中国の一部とみなされているため、国際的な場で自らの主権を訴えることができない。一方中国は台湾を自国の一部であると見なしていることから、台湾の実効支配する太平島に対して国際社会へ主権を主張することができる。

以上のことから中台は「中国」という一次的な主権で対立しているが、南シナ海では九段線や太平島といった二次的な主権で協力の可能性があると考えられる。

この背景から、中国と台湾の南シナ海をめぐった協力関係の有無、もしくは具体的な協力の可能性について調査分析することは、中台関係のメカニズムを理解する上で重要であり、本論文では南シナ海での中台関係における一次的主権と二次的主権の構造を明らかにすることを目的とする。

１．２　先行研究

南シナ海をめぐる中国と台湾の協力の可能性についての先行研究は中国と台湾に存在する。

中国の研究者である林紅は、台湾の馬英九政権の海洋進出における特徴や中台関係内外の要因による影響などをまとめた上で、南シナ海の中台協力の可能性について研究している。中台は「一つの中国」の共通認識と南シナ海を「中華民族」の利益と捉えることを前提に、中台関係が比較的友好で有利な時期であることを利用し、南シナ海問題を平和的方向に発展させ、中国主権と海洋権益を守るべきだと述べている。また南シナ海問題の性質から、中台の南シナ海問題における協力を「中国主権」と「海洋権益」の二層構造であると分析を加え、まずは比較的実施可能性が高い海洋資源の面で協力を進め、協力経験と共同意識を積み上げた後に比較的実行の難しい主権や軍事面での合作に範囲を広げていくことが可能であると主張している[5]。

また中国人研究者の李金明は、中台は南シナ海主権保護の暗黙の了解の中で、南シナ海の石油ガス資源開発や漁業資源保護、海運安全保護、海上救助演習などを進めることが可能であると述べている。これらの実践による友好関係の成熟後に、合同軍事演習や合同パトロール、合同海上取締などの軍事協力について考えることができると述べている[6]。

台湾人研究者の孫国祥の研究では、南シナ海問題も含んだ東アジア海域における論争について取り上げている。孫は民間での協力事例と台湾政府高官の発言を分析

し、中国政府が南シナ海問題で台湾と協力する目的について指摘している。中国政府は民間トラックを「1.5ライン」から「１ライン」に引き上げたいと考えていることを指摘し、「以民逼官（民を以て官に迫る）」という方式で共同の祖権を維持保護するアプローチへと繋げていると述べている。また台湾政府高官の発言のみでなく、台湾の国内法の要因からも分析を加え、台湾政府と中国政府は主権の問題がある以上、中台政府間協力は難しいと主張している[7]。

台湾人研究者の林正義の研究では米中関係から南シナ海での中国の政策を分析している。中台協力に関して、アメリカは中台協力を望んでいないことを示し、中台の軍事面での協力は、アメリカやASEANからの疑念を引き起こすため、台湾の主体性にまで影響を与えると述べている。そして学術面や石油ガス資源開発分野での協力関係は発展が可能なのかという問いに対して分析を加えており、2012年時点での中台関係が友好的であることは中国に台湾との協力に高い期待を持たせている状況にあると述べ、中国が台湾との協力を強く希望していることを示した[8]。

総じて南シナ海をめぐる中台協力に対して、経済分野や学術と言った政治にとって敏感でない分野ならば一定の可能性を示すものがある一方、政治に深く関わる分野は難しいという主張がされている。また中台で政府同士が南シナ海に関する協力について、台湾政府はこれまで「中台で協力することはしない」と表明していることから、中台の政府間での協力は可能性が低いと考えられている。その代わりに民間団体同士の協力は可能であり、中国側は民間協力を通して政府間協力へとつなげる構造の可能性を主張している。

しかしこれらの分野の発展は、馬英九政権と胡錦濤政権による中台友好の機運と共に発展してきた、比較的新しい分野である。故に将来の可能性を示す研究や政策提言をしたものは多いが、実際の協力実例を分析したものは多くない。その中でも、協力関係発展の兆しがあり、協力実例のある学術分野に絞った分析は、林正義と孫国祥の研究が大きな存在感を示しており、南シナ海をめぐる中台両岸の学術シンポジウムについて研究している。しかしこれら研究にはシンポジウムそのものには触れているものの、それ以外の実例に対しての分析が弱いという問題点がある。

１．３　問題設定とケースの選択

本論文では国立台湾政治大学国際関係中心の劉復国と中国南海研究院の呉士存によって共同出版された『南シナ海地域情勢の評価報告（中国語原文：南海地區形勢評估報告）（以下『報告書』）』を資料として使用する。

本資料を選んだ理由は、大きく二点ある。一つ目は主催となっている二つの機関と主要人物の特徴が挙げられる。台湾側の主催である国立台湾政治大学国際関係中心は、蔣介石の時代から続く長い歴史を持った研究機関であり、国際関係研究会から国際関係研究所、そして国際関係中心へと変遷をとげる中で、その主な使命は国際関係や中国との関係を研究する中で政策決定に関する参考資料や意見、提案をすることであった。特に李登輝総統時代より前では重要な研究機関として活躍していた[9]。

国際関係中心が「第二の外交部」としての役割を担っていたという理由の他に、主催者の経歴や特性も本資料を取り上げた理由である。台湾側の主催である劉復国は2013年末まで中華民国外交部の各研究で主任研究員を経験しており、2014年では行政院の海岸巡防署で南シナ海に関するシンポジウムの主任を行っていた[10]。

中国側の主催である中国南海研究院は中国で最も権威のある南シナ海問題の研究機関である。主に南シナ海の戦略や南シナ海での国際関係などの研究をしており、南シナ海問題や全体的な中国の外交、海洋経済発展に対しての意義があると考えられている[11]。成果として中台共同の報告書出版や台湾との国際シンポジウムである「海峡両岸南海問題民間学術論壇」等が挙げられる[12]。また中国のシンクタンクの特徴として、活動費のほぼすべてが政府資金によって賄われており、政府が主導的な役割を果たすことが多い。中国南海研究院は海南省政府の下部機関であり、外交部と国家海洋局の指導を受ける。つまり名目上は確かに学術的研究機関に位置づけられるが、事実上政府の意思が大きく介入しているものと考えられる。

もう一つの理由として『報告書』の特性である。『報告書』は2011年から2017年７月時点で６冊の『報告書』が共同で出版されている。寄稿者はシンクタンクの研究者や大学教授といった中台双方の学者であり、南シナ海問題やそれに関連する専門家で構成されている。

また台湾側の劉復国は、中国側の主催機関である中国の南海研究院から「特聘研究員」に任命されたことが原因で2014年に国家機密の漏えいを疑われている[13]。さらに台湾国内で劉復国は中国寄りの思想を持った人物であると評価されている[14]。つまり中国に親近感を持った台湾側の主体が中国の政府系シンクタンクと共同出版を数年間継続しているということができる。

以上のことから台湾にとって『報告書』の共同出版は中台協力の中で最大幅の協力実例を記録したものであり、名目上は中台の学術的な資料であるが、事実上は各政府の重要情報や内部情報を持った学者同士が出版した

資料であると考えられる。

本論文では『報告書』に記述されている、南シナ海をめぐる中台の展望と政策建議の面で具体的にどのような協力関係が模索され、政策へ反映させようとしたのかについて分析し、学術協力の意義を見出していく。

２.『報告書』に見る中台民間協力

２．１　構成についての分析

『報告書』の内容分析に入る前に、まずは『報告書』の構成の変遷について分析していく。上記したように『報告書』は2011年に「2010年南シナ海地域情勢の評価報告（中国語原文：2010年南海地區形勢評估報告）」という題名で劉復国と呉士存が主編となり共同出版された。その後2012年には2011年版、2013年には2012年版が共同出版され、2017年７月現在までに2015年版が出版されている。

2010年版『報告書』では南シナ海をめぐる問題の中国・台湾・ASEAN諸国の政策や動向等、各国重視で分析・報告したものと南シナ海全体の展望を分析している。

2011年版からは関係各国に重点を置いた章立てが増えており、『報告書』の発展がうかがえる。ASEAN諸国ではベトナム・フィリピンついて新たに章立てて分析・報告を行っている。またアメリカや日本・オーストラリア・インドなどの中国にとって南シナ海問題で敵対関係にある国家についても章立てて報告されている。さらに政策建議の章が追加されていることから『報告書』の価値の高まりがうかがえる。

2012年版では章立ての追加もページ数の大幅な増減はなく、『報告書』の構成そのものの発展は見られない。

2013年版では中国とフィリピンの仲裁裁判に関する章が追加され、ページ数も60ページほど増加している。また台湾側の出版元が国立政治大学国際関係中心から国立政治大学台湾安全保障中心へと変更されている。しかし台湾安全研究中心は国際関係中心の内部に設立された研究機関であり、研究所の責任者は報告書の主編の劉復国であることから資料の本質的な変化はないと考えられる。

2014年版は章立てそのものに大きな変化はないが、ページ数は全体で10ページほど微増している。

2015年版では仲裁裁判に関する章が「南シナ海仲裁案管轄権判決の評価分析（中国語原文：南海仲裁案管轄権判決評析）」と「南シナ海仲裁案審議内容法廷審問記録の評価分析（中国語原文：南海仲裁案実体審議庭審記録評析）」という二つに細分化されている。ページ数も約60ページ増加しており、仲裁判決による影響の強さを確認できる。

以上のことから『報告書』は一定の発展を遂げており、特に2013年と2015年に大きく発展していることから仲裁裁判の影響を強く受けていることがわかる。2013年はフィリピンが仲裁裁判所に提訴した年であり、2013年版『報告書』にも仲裁裁判に関する章が追加されていることから対応関係が見える。また2015年版『報告書』は、管轄権判決や審議の内容についての評価分析という実際の裁判内容に対応する形での中国の主張がされている。これは実際に仲裁裁判で審議が進んでいることに対しての中国の危機感が反映されたものであると考えられる。

つまり学術的な協力面では、仲裁裁判という共通の危機を通して協力関係強化の流れがあったと考えられる。

２．２　非政治的分野の協力

次に『報告書』の内容について分析していく。先行研究で述べられている「民から官」や「簡単なことから始め、難しいことへ」から見えるように、中台の南シナ海をめぐる問題には難度の違いがあると言える。特に主権や安全保障などの政治的な分野では難度が高く、そうではない分野では難度が引いという中台の認識があると考えられる。この視差のもと2010年版から2015年版の内容の中で、中台協力に関連する事項をまとめ、その変遷を分析する。

分析フレームとして、『報告書』で触れられている中台協力に関する事項を「政治的分野」と「非政治的分野」の二つに分類し、それぞれの『報告書』の内容の変遷から協力関係の実態を分析する。

まずは非政治的分野から分析していく。非政治分野とは民間団体や企業中心で行うことのできる協力事項が挙げられ、中台双方の主権や安全保障に直接か関わらない分野である。非政治的分野を分類すると主に事務的協力、学術的協力、経済的協力の三つに分類される。

２．２．１　事務的協力

表１からわかるように、事務的協力では主に海上救助や環境保護、法執行機関の協力などが提言されている。

海上救助分野では2010年から2012年『報告書』まで具体的提言は多くなかったが、2013年『報告書』では協力の度合いの高まりが読み取れる。2013年８月30日に「中国海南省海上捜救中心」と「中国海上捜救中心」、「台湾中華捜救協会」、「香港海上救援協調中心」の四つの団体が海南省海口市で「2013年南海連合捜救卓面演練（卓上演習）」を行ったことが原因の一つと考えられる。これについては「接近と通報」、「協調と組織実施」、「捜索

表１　『報告書』の中台の事務的協力について

	海上救助協力	その他海上事務協力
2010年版		・海基会と海協会で海賊拿捕についての協力 ・海基会・海協会の事務所の相互開設 ・海運、法執行、環境保護での協力を提言
2011年版	・太平島・西沙・東沙に漁民救助機構を設立することを提言	・法執行協力のための連絡システムの設立を提言 ・海洋調査による協力提言 ・環境公園を設立による生態保護協力を提言 ・原油漏れ事故の対応システム設立を提言
2012年版	・南シナ海での連合救助を強化することを提言 ・共同医療補給基地の利用の検討を提言	・海協会・海基会で調整し、各分野へ協力を拡大することを提言 ・海上法執行組織同士の連絡手段の確立を提言 ・生態保護のため環境公園を設立することを提言 ・原油漏れ事故に対する対処を提言
2013年版	・８月30日の南海連合捜索救助卓上演習に言及 ・2014年５月太平島での救助の実例に言及 ・救助面での協力関係は形成されたと主張	・海洋公園を設立することでの環境生態系保護を提言 ・中台の実効支配地域と施設による天気、航行、物流の情報の相互提供を提言
2014年版	・太平島での中国人漁船船長救助の実績に言及 ・海上救助分野の強化を提言 ・双方の実行支配地域基地の連絡を繋げ、施設と補給効果を発揮していくことを提言	・海基会・海協会を通じた、海上法執行協力の対話を提言 ・太平島の周辺に海洋生態保護区域を設定することを提言
2015年版	・海上シルクロード建設に伴い海上救助面での協力の維持を提言 ・太平島などの南海諸島の施設開放を提言	・既存の事務合作の現状維持をボトムラインに置く ・海洋シルクロードへの参加に伴う海洋環境・安全面での協力を示唆

出所：『報告書』の2010年版から2015年版を基に筆者作成

救助の趣旨」という三段階で演習が行われ、乗員21名が乗ったパナマ籍のバルク貨物（ばら積み貨物）が南シナ海北部東沙西北部約25海里のところで沈没し、遭難信号と救援信号を発信したという想定で模擬演習が行われたと説明している。

また2014年５月２日に南沙諸島海域のガベン礁（南薫礁）で頭部疾病になった中国漁船「瓊瓊海03188」の乗組員の救助を南海局指揮中心と南海省海上捜救中心、南海艦隊、「中国海上捜救中心」「台湾中華捜救協会」が協力し、太平島へと輸送し治療を行ったという協力実行も報告されている。

これら二つの中台協力の実践がきっかけとなり、海上救助面での協力に注目が集まったことが『報告書』から見てとれる。さらに太平島の共同利用を海上救助協力の面で強く主張するのは、上記に挙げた救助実績がきっかけである考えられる。

しかし海上での人道的保護に関しては、国籍に関係なく救助することが国際規範となっている。つまり確かに太平島で中台が協力して人命救助を行ったという実行はあるが、それは国際規範上当然のことであり中台協力関係が発展したと主張することは強引であると言える。実際に2013年の南海連合捜救卓面演練以降は南シナ海での救助活動に関する共同演習が行われてはいないことからもそれが言える。実際に2014年海峡両岸海上連合捜救演練が馬祖と福建省の馬尾の海域で共同演習を行っているが[15]、これは南シナ海ではなく、演習場所は中国大陸にかなり近い海域であることから南シナ海問題での協力発展とは言えない。

さらに『報告書』の内容も2013年版『報告書』以降は提言内容に大きな変化はなく、南シナ海での海上救助に関して具体的な協力方法は提言されていない。つまり2013年版の発展以降は、海上救助協力についての問題は停滞していると考えられる。

ではなぜ2013年以降、実際の救助事例以外で発展がないのだろうか。原因は太平島という島の特性にあると考えられる。海上救助について『報告書』では一貫して実効支配地域の施設を共同利用することを提言している。それは台湾からすると、太平島の施設を共同利用させることを意味する。

太平島は地理的に重要であり、台湾の縦深戦略および早期警戒戦略に非常に有効である。太平島の滑走路建設により台湾が太平島に潜水艦基地、南沙海域潜水艦「奇襲区域」、P-3C 対潜機の中継基地などの設置を計画すれば、中国の石油輸送ルートに対する脅威となり、戦略的抑止効果を発揮するとも言われている[16]。つまり台湾にとって安全保障上重要な土地である。

一方中国にとっても太平島を台湾の管轄下に置くことに重要な意味がある。中国にとっては、台湾を自国の領

土の一部と考えているため、太平島も自国の一部となる。しかし南シナ海での情勢激化により太平島の保護維持に関して一部の中国人研究者は一定の懸念を示している。彼らは台湾の海軍能力に懸念を示しており、「中国」の歴史的領土を守るためには中国も太平島の防衛に協力できると主張している[17]。

また中国による台湾統一に向けたアプローチの側面も持つ。太平島は歴史的経緯上、中華人民共和国政府が統治したことがなく、その所有に関して理論的な脆弱性がある。しかし太平島の施設を共同利用することで、中華人民共和国政府が太平島を支配したという既成事実を作ることができる。

つまり台湾にとって、海上救助そのものは協力の余地はあるが、中国側が求める実効支配地（太平島）の施設の共同利用は安全保障と主権の問題に影響することから協力関係が発展していないと考えられる。

その他の事務的協力については、台湾側の海峡交流基金会（海基会）と中国側の海峡両岸関係協会（海協会）による対話や法執行機関の協力や海上環境保護に関することが提言されている。

確かにこれら分野に関して毎年提言はあるが、どの分野もほとんど提言内容に変化はなく、実行の痕跡もない。『報告書』では特に、太平島に環境保護公園を設立して中台で海洋保護を促進させるという提言がされているが、提言が続くのみで中台が実行に移したという事実は報告されていない。

また海基会と海協会による対話や法執行機関の協力も報告書を見る限り進展はない。これらは『報告書』で、非政治的かつ敏感でない分野として提言されているが、実際には双方の政府が強く関与する組織同士の協力となることが発展しない理由であると考えられる。海基会と海協会は双方の窓口機関であり、それらを通しての南シナ海問題について話し合うことは、対外的に中台政府間で協議しているように捉えられかねない。これは南シナ海係争諸国から見ると、中台が窓口機関を通して、南シナ海での法執行を協力強化しているように映る。これは中国以外の国家の不信感を引き起こすと考えられることから協力関係が発展せずにいると考えられる。

つまり事務的協力分野では海上救助で一定の進展はあったものの、全体的には発展が進んでいないと言える。その原因は主権や安全保障、外交的な要因が挙げられる。

２．２．２　学術的協力

表２は学術的協力についてまとめたものである。学術的協力では主に中台学者の協力と九段線の法理についての協力、中台学生交流の三つが挙げられている。

表２からは、中台学者による協力が一貫して発展していると読み取れる。例えば、『報告書』の出版や先行研究でも触れられた「海峡両岸南海問題民間学術論壇（海峡両岸南海問題学術研討会とも呼ばれる）」が挙げられる。また実際に『報告書』の出版は2017年も予定されている[18]。シンポジウムに関しても2016年にも開かれている[19]。つまり学者による協力関係は少なくとも15年以上の実績をもって発展してきた分野と言える。

またこの学者同士の協力関係は政策に一定の圧力を形成していたことも読み取れる。2012年７月に開かれた海峡両岸南海問題学術研討会では、閉会の際に中台学者同士が共同意見書を発表している[20]。この共同意見書は南シナ海で中台が主権と権益面で共同の責任と義務があることを述べ、中台で協力する方向性を示したものである[21]。

中台の学者が双方の政策に対して、公の場で共同意見を述べるということは、中台両政府に直接政策提言をする役割を果たす。中台国民に対しては、中台協力関係の機運を高める要因となり得る。以上のことから中台学者は積極的に交流しており、その働きは政府に一種の圧力を形成していると言える。

しかし実際は、上記の協力から政府の政策へと発展したものはほとんどない。つまり学術協力としての発展は見られるものの、その影響力は決して大きいとは言えない。

これは台湾国内の社会的問題からも指摘できる。2014年から学術協力の中心人物である劉復国や、その他寄稿者の台湾における地位に揺らぎが生じた。上述したように劉復国は2014年に民進党の立法委員である蕭美琴から国家機密の漏えいを疑われ、その原因は上記にある中国の南海研究院との協力の際に「特聘研究員」に任命されたこととなっている[22]。同時期に疑いをかけられた研究者は高聖惕と宋燕輝である。この三人の全員が『報告書』への寄稿経験があり、「海峡両岸南海問題学術研討会」にも深く関わった人物である。

つまりシンポジウムや『報告書』出版をあくまでも学術交流と捉えるならば、今後も継続すると予想できる。しかし台湾側は関係者に国家機密漏えいの疑いがある以上、これら協力の成果を政策に取り入れていく可能性は低いと考えられる。

次に九段線の法理に関する協力について分析する。表２からもわかるように、法理に関する提言は2011年からほぼ変化がなく、常に中台での資料統合や意見交換を提言している。また『報告書』の台湾の主張によると、2013年ではアメリカやASEAN各国との関係から南シ

表２　『報告書』の中台学術協力について

	学者の協力	九段線法理	中台学生交流
2010年版	･2001年から行われている政治大学と南海研究院による２ライン交渉としてのシンポジウムに言及 ･報告書の出版に言及 ･今後も続けることを提言		
2011年版	･海洋科学調査を提言	･歴史資料、研究などを共有を提言	
2012年版	･中国の潜水機を使った調査を提言 ･シンクタンク同士のシンポジウムの強化を提言 ･共同意見の発表 ･台湾側も政府間協力に移っておらずとも多少の影響力は認めている	･資料を集め、中台両学者に提供することを提言 ･民間の資料交換協力を提言	･学生のサマーキャンプといった海洋教育にもつなげれられることを示唆
2013年版	･海協会 ･海基会のもと、各専門部門ごとに資料倉庫の設立を提言 ･資料のネット上一括管理を提言	･歴史的資料の整理し、中台で法的根拠を確立させることを提言	･「第二回海峡両岸南海科学キャンプ」の実施
2014年版	･学者同士の協力が共通認識形成へ繋がっていることを評価 ･学術会議・報告書出版による実行と協力フレームの形成を指摘 ･２ラインから1･5ラインへ、敏感でないものから敏感なものへの共通認識の形成を指摘 ･現在ある学術交流を強化,共同出版や国際的学術媒体で発表発刊し交流のシステムを作ることを提言	･仲裁案に対して官民学の協力を提言 ･大陸は台湾が仲裁裁判に進めるように交流を行い、情報意見対策を行うべきと提言 ･台湾は太平島のEEZや大陸棚に関する権利の根拠を証明すべきと提言	･「2014年南辺的蔚藍一南海主題夏令営」の実施に言及
2015年版	･現状の学術合作が有効であると指摘 ･法理・歴史・海洋科学の面といった学術面での強化を提言 ･学術協力参加する学者の範囲を広げ、共通のシンクタンクや交流ルーツの設立を提言	･法理や歴史研究の協力を提言	･南海人文教育の強化を提言 ･現状維持をボトムラインとする

出所：『報告書』の2010年版から2015年版を基に筆者作成

ナ海問題で中国と協力することには慎重な態度を示しており、2014年では政府が中国との協力をしないことを決定したと報告している[23]。また実際に仲裁判決が出て以降も、中台が協力して法的根拠を示す動きはでていない。このことから九段線に関する協力は『報告書』だけでは実態の全てを読み取ることができないが、あくまで『報告書』の内容では発展が見られない。

九段線の法理の面で協力関係が発展しない理由は、台湾の主権と外交に関わるからと考えられる。『報告書』で台米関係と中台関係の両方を鑑みなければならない複雑さを述べていることからもわかるように、台湾が中国に資料提供を行えば国際社会（特に米国）は南シナ海問題で中台が協力しているという認識を生むことになる[24]。これは同時に中台統一に向かっているという認識へ繋がり、中台関係の現状変更に関わる重要な問題となる。自らの独立を脅かし、さらにアメリカとの関係への影響を考えると、台湾が中国に資料提供を行い、中国が仲裁裁判で有利になる手助けを公に行うことは難しい。つまり中台関係の主権と外交要因からこの分野の協力は発展が見えにくいと考えられる。

学生交流の面では2012年版『報告書』に提言されて以後、発展が続いている。2013年から始まった学生交流の場であるサマーキャンプは現在も行われており、中国南海研究院の呉士存と台湾の中央研究院の宋燕輝の２名（二人とも報告書への寄稿者）も参加している。この学生交流は2016年までで計５回行われている[25]。また2013年版『報告書』でも具体的に報告されており、2013年７月に両岸の学生30名が参加した「第二回海峡両岸南海科学キャンプ」を開催し、研修のみならず、実際に海岸巡防署（台湾の海上保安局）の船に乗り台湾の海上執行を体験していると報告している[26]。

このことから学生交流は実行しやすく、今後も政府間の関係には比較的左右させず継続できる実行の一つと言える。確かに学生交流は直接的に政治的問題への影響力

表３　『報告書』の経済的協力について

	漁業協力	石油ガス開発
2010年版	・協力事項として漁業資源開発を提言	・中油と中海油の協力の事例を挙げ、南シナ海への拡大を提言 ・台湾側も積極的に支持
2011年版	・南沙と西沙に養護区域をつくることを提言 ・ミスチーフ礁の施設を台湾漁民に提供することを提言	・東沙北部での協力を西沙と南沙へ拡大することを提言 ・南シナ海の資源探索を中台協力の起点とする
2012年版	・漁業資源開発の可能性の触れる ・海洋資源保護と養護区域について提言	・両岸石油公司南沙油気連合開発備忘録を締結することを提唱 「両岸南海能源開発連絡小組」の設立を提言 ・台湾もこの分野の協力は可能と言う論調
2013年版	・漁業捕獲生産方式についての協力を提言	・両政府関係者もエネルギー資源協力には前向きの姿勢 ・太平島とミスチーフ礁の施設利用を提言 ・両岸石油公司南沙油気連合開発備忘録を締結することを提唱
2014年版	・南シナ海北部から中南部への資源開発地域の拡張を提言 ・台湾の先進的漁業方法や養殖技術、管理水準を利用し、共同の資源開発を提言 ・中台漁業協力基金や漁業情報共有システムの設立を提言	・大陸の海上石油ガス探索開発技術を用いて、中台のリード堆付近での石油資源探索を提言
2015年版	・海洋生態保護の現状維持を提言 ・海上シルクロードに伴う漁業会社への強化を提言	・海洋シルクロードに伴う石油エネルギー企業への強化を提言

出所：『報告書』の2010年版から2015年版を基に筆者作成

が少なく、実行の単位も個人なので調整も行いやすい。しかし政府間への協力へと発展の点では、そもそも学生交流という「草の根活動」である以上、政策や政府への影響力は弱いと考えるのが妥当であろう。

以上のことから学者間の協力や学生交流では発展が見られたが、これらは政策や政府間協力への影響力は強いとは言えない。また九段線法理の協力は台湾の主権と外交要因から目立った発展が見られなかった。

２．２．３　経済的協力

表３は『報告書』の経済的協力についてまとめたものである。経済的協力では主に漁業での協力と石油ガス開発の２点が提言されている。

漁業協力は2014年報告書で一時的に提言の内容が変化する。2013年までは一貫して資源開発や養護区域の設定を提言していたが、2014年では提言の内容が具体的になっている。しかし2015年版『報告書』ではその内容は引き継がれておらず、中国と台湾が南シナ海で漁業協力を行ったという実例は見当たらない。さらに中国の研究者である褚暁琳や宁清同などが論文中で政策建議している内容が資源調査や休漁時期の統合であること[27]を鑑みても、未だに中台が協力して資源調査を行ったことも休漁期間を統合したこともないということが見える。つまり中台は漁業協力を行うことに対して一定の利点は認識しているが、その具体的実行に関しては合意が進んでいないと言える。

ではなぜ協力が発展しないのか。そもそも台湾にとって南シナ海で漁獲高は全体の0.17％と言われており、経済規模は大きいとは言えない。確かに南シナ海で漁業を行っている漁民は存在するが、経済的に重要かどうかは疑問が残る。つまり経済的なメリットが明確でない以上、一般的な可能性として議題に上がっていただけではないかと考えられる。

しかし表３からもわかるように、2014年版『報告書』では協力関係構築に発展が見られた。これの原因は2013年に日本と台湾が日台漁業取決めを結んだことであると考えられる。そもそも中国は2012年に起きた日本の尖閣諸島国有化による国際状況から、台湾を抱き込む気でいたが、2013年に馬英九が日本と漁業取決めを締結したことに不快感を示した[28]。しかし一方で尖閣諸島問題により関係が悪化していた日本と台湾が日台の漁業取決めを締結したことがきっかけで、共同の利益を有する中台でも漁業に関して協力発展の機運が高まったと考えられる。その結果2014年版の報告書で協力関係の発展が見られた。

しかし2015年版報告書ではそれらは受け継がれていない。つまり2014年で一時的に協力の可能性が出たが、2015年には協力関係構築が頓挫、または停滞したと考

えられる。

石油ガス開発の協力では2010年報告書から2015年報告書まで一貫して中台が協力できる分野として述べられている。

中台の石油ガス資源に関する協力では早い段階から協力関係構築が始まっている。まずは1994年に南シナ海資源共同探索協力にて接触が開始されている。台湾の石油元売り最大大手企業である台湾中油公司（以下中油）が子会社として「海外石油及投資公司（OPIC）」を設立して、中国の中国海洋石油総公司（以下中海油）と1990年代中期から接触を始め、2002年５月には探索の主要な地域を珠江口東南側とした「台南盆地和潮汕凹陥部分海域協議区物探協議」を台北で結び、また2002年８月には両石油会社は「南日島盆地探勘油田協議」に調印した。

しかし2002年の段階では台湾政府の「一遍一国」の理論と立法による中台関係緊張により、民進党政府の批准が得られなかったため、中台の資源協力が進まなくなるという現象が起きていた[29]。

ところが2008年に馬英九政権が発足し、中台関係友好化から協力が急激に進むこととなる。2008年12月に台湾中油と中国の中海油が「合作意願書」、「台潮石油合約延長探勘期限修改協議」、「南日島盆地協議区聯合研究協議」、「肯亜９区塊部分権益転譲協定」等の四項の協定を締結した。これらは中台の実質的協力を進め、中台石油会社の協力関係を深いものにしたと言える[30]。このように報告書出版以前より中台の石油ガス開発の協力は、主に中油と中海油を通じて行われていた。

さらに台湾では自国で消費する90％以上の石油を海外に依存していると言われ、中国も経済発展に伴い石油資源の不足が懸念されていることから、今後も石油ガス資源の分野では協力関係が発展していく可能性はあるという指摘もある[31]。

しかし企業同士の協力を中心に行い、政府間の問題を飛び越えることができるは言え、石油ガス開発は領土に関わる問題であり、政府関係の影響を受けるという限界ある。実際に2010年報告書でも述べられているように、2002年以降台湾側の政治的な理由が原因でしばらくの間話し合いが進まない状況があった。また中油と中海油の協力以外では、中油と中国連合石油公司が2002年に石油の精製において協力関係があったものの、中台関係の冷え込みから協力の実行が停滞したことや、中油が中国石化潤滑油有限公司と市場開拓の協力を行ったが同様の理由で停滞した経験がある[32]。

さらに表３からわかるように、文面上は中台の協力の可能性は示しているが、2010年から2015年までの間に協力の実行は行われていない。また実際に協力関係を締結している南日島は南シナ海ではなく台湾海峡である。つまり実質的には南シナ海での石油ガス開発は協力が発展していないということが言える。

以上のことから石油ガス開発で協力関係を推し進め、この分野を中台協力の起点とする方向性を示そうとしているが、実際は具体的な協力には発展していないことがわかる。しかし石油ガス開発での協力が、政府間関係に影響されて停滞した経験から考えて、非政府的分野の協力が政府的協力へと繋がるという点は疑問が残る。

以上のように非政治的分野での協力は一定の発展を積み重ねている。学者や学生同士の交流などでは、『報告書』での発展が見られ、実際に民間単位では協力関係構築の実行がある。これらの分野は今後も中台の学者にとって、南シナ海をめぐる中台協力関係の突破口として認識され続けるであろう。

しかし非政治的分野でも発展が見られない分野が存在する。海上救助の演習や石油ガス開発などの協力関係が構築できていた分野も、実際には途中で協力関係発展に頓挫が見られた。

２．３　政治的分野の協力

上記では非政治分野について分析を加えた。先行研究や非政治的分野での共通認識では「民間から政府間へ」や「簡単なことから始め、難しい問題へ」の方向で中台協力関係は発展すると述べている。

上述の非政治的分野での協力関係について分析した結果、非政治分野の一部の発展は見られたが、多くの分野で頓挫が見られた。以下では2010年から2015年の間には政治的分野の協について、発展と動態を『報告書』の内容から分析していく。

政治的分野の協力では主権の問題と軍事協調の問題に分類できる。表４は『報告書』の政治的分野の協力についてまとめたものである。

２．３．１　主権の問題

主権の問題は「一つの中国原則」や台湾の国際社会への参加等の中台の主権に関する問題であり、本稿の最初に触れた「一次的主権」と呼べるものである。表４からもわかるように、2010年から2012年までは「一つの中国原則」を基礎に、南シナ海問題で中国が台湾に国際社会への参加をある程度は認めるという提言がされていた。2013年では主権の問題に関する記述がなかったが、中台の南シナ海での協力については言及されている。中台は「一つの中国」の基本原則に基づいており、中台友好の中では本来中台関係平和発展の流れに呼応するものであるが、台湾の国内政治とアメリカの介入による制約

表４　『報告書』の中台学術協力について

	主権の問題	軍事協調の問題
2010年版	・一つの中国、92合意に基づく論理内での協力関係構築を提言 ・一中原則、各自表述の難しさを認めながらも、その枠内なら台湾への国際社会進出を善意で許す方針を提言	・軍事協調システムの設立を提言 ・軍事情報の交換 ・連合艦隊、共同パトロール ・台湾側はアメリカの疑念を引き起こすことから実行に移すことは望んでない ・中国は太平島を補給施設として利用する可能性を示している
2011年版	・中国の管理下で台湾が国際社会で活動できると指摘 ・台湾の南シナ海での役割に対して中国はより包容的態度を用いる必要があると提言	
2012年版	・一中原則のフレーム内での、台湾の南シナ海問題の国際調整フレームや話し合いへの参加を認めるという文言 ・南シナ海海賊取締国際会議の参加を例に挙げる	・台湾は中国と軍事協力を否定
2013年版	・南シナ海問題をめぐる協力進展の弊害として、台湾国内政治とアメリカを指摘	
2014年版	・21世紀海上シルクロード戦略への台湾の参加可能性と台湾の参加によって、中台の経済強化を図るだけでなく、大陸を通して台湾がASEANや東南アジア各国と経済的に繋がることができると主張 ・台湾は南シナ海政策上中国と協力する空間はないと主張	・台湾は防衛識別圏やM503航空路の配備など台湾の安全保障に影響を与える動きをする中国と軍事協調システムを作ることはできないと主張
2015年版	・台湾の総統選挙とそれに伴う政権交代による中台関係悪化の懸念を指摘 ・蔡英文が「92合意」と「一中原則の共同政治基礎」について明言していないことが民間分野へ影響が出ると主張 ・中台で南シナ海問題の利益や本質的立場が一致することが「ボトムライン」であると主張 ・海基会・海協会を通して協調のコミュニケーションフレーム設置を主張	

出所：『報告書』の2010年版から2015年版を基に筆者作成

を受けていると述べている[33]。

2014年では中国の21世紀海上シルクロード戦略という新たな方式の利用を提案している。しかしこれも台湾は中国を通して国際社会と繋がることができるという方針である。

2015年では台湾の政権交代とそれに伴う中台関係の変化を指摘しており、台湾の国際社会への進出についても記述はなかった。しかし蔡英文が「92合意」と「一中原則」の明言していないことを批判しており、これらを前提とした中台関係を求めていることが読み取れる。

以上のことから、「一つの中国原則」を基礎として、中国が台湾を国際社会へ参加することを許すという構図が中国から台湾へ提案されているという一貫した流れが読み取れる。

また『報告書』の変遷から2013年から進展に陰りが見られる。実際に中台関係では2008年に世界保健総会（WHA）に台湾代表がオブザーバー参加したり、2013年に国際民間航空機関（ICAO）の年次総会に台湾代表の参加が認められたりと台湾の国際社会への参加度合いが高まっていた。この文脈で考えると南シナ海問題でも台湾の国際社会への参加を条件に政府間協力へと発展することも予想された。

しかし、実際は2013年の段階で主権的問題に関しては陰りが見え、2014年では台湾が南シナ海問題に関する国際空間へ参加するという議論はされなくなっている。

この原因として、フィリピンの仲裁裁判への提訴が原因と考えられる。2013年にフィリピンが提訴して以降、国際社会が九段線の法理に関して説明を求めるようになり、アメリカや周辺国からの注目度合いも高まることになった。この状況下で台湾が中国を通して南シナ海問題の国際空間へ出るということは、事実上台湾は中国の一部であることを国際社会に認めることになる。つまり南シナ海の各島の主権（二次的主権）は「中国」が持つものであり、九段線は正当であると「中国」が主張するという枠組みを、中国から国際社会に進出する権限を与えら

れた台湾が国際社会で主張するという状況になる。この際の台湾の性質は「中国の一部の地域」以外は中国が許容できない。これは台湾にとっては自らの一次的主権と安全保障を脅かすことになるため、協力を否定することは当然であるとも言える。

また2015年で大きく後退しているのは、台湾で民進党政権樹立の可能性が高いことから、当分の間政府間協力の発展が期待できないという中台学者同士の共通認識の下に「ボトムライン」が引かれていると考えられる。

つまり主権の問題では一貫して、「一中原則」に基づき、中国を通して台湾が国際社会へ進出するという方式がとられているが、この方式は台湾にとって自らの一次的な主権を脅かすものであることから発展が進展していないと言える。

２．３．２　軍事協調の問題

軍事協調の問題は、表４からわかるように発展に明らかな頓挫が見られる。2010年版『報告書』で触れられた、軍事協調システム設立が起点となり、将来的に中台共同で南シナ海における軍事演習やパトロール活動を行うことを念頭に、軍事情報の交換やコミュニケーションをとることを提言していた。しかしその議論はほとんど進んでおらず、2012年版『報告書』で台湾側が中国と台湾の軍事協力を否定しており、2014年版『報告書』では台湾が中国の軍事面での行動に関して危機感を覚えていることを主張している。これらのことから軍事協調では一切の発展はないと言える。

そもそも中台で軍事協調システムを設立すること自体が困難である。上述にもあるように中台双方は「中国」をめぐって自らの一次的主権の正統性で対立している。これは安全保障の面でも表れており、双方で軍事的対立構造ができている。具体的には1995年に李登輝総統がコーネル大学でいわゆる「二つの中国論」を使用した際にミサイル発射訓練を行ったことや、福建省や江西省に設備されている弾道ミサイルが短射程のものであり、台湾を狙っていることが指摘されていること等、軍事的対立は明らかである[34]。

軍事的対立関係が存在しているにもかかわらず、軍事協力を行うということは考えにくく、そもそも提言として矛盾している。このことから軍事協調システムについての協力関係が発展しないことは当然であり、台湾が南シナ海の二次的主権を守るために、台湾本土の安全保障を危機にさらすような協力は考えられない。

以上のことから、政治的分野では協力発展が行われていないことが明確になった。主権的問題では一貫して、「一中原則」に基づき、中国を通して台湾が国際社会へ進出するという方式がとられており、台湾はこれを受け入れることができないことがわかる。軍事協調の問題では、そもそも対立関係が存在する以上、南シナ海でのみ協力するとは考えにくい。

これらの協力関係が発展しない原因としては、中台関係上存在する「中国」をめぐった一次的主権の問題に抵触するからであり、この問題を乗り越えないことには発展は難しい。

３．　まとめ

以上の『報告書』の分析から中台関係について２点を明らかにできた。一つ目は、中台学者は民間同士の協力や非政治的な分野の協力ですら協力関係は発展していないことである。非政治的分野の協力を分析すると、確かに中台は学者同士の協力や学生の交流の面で協力関係を構築し、実行に移している。そして中台学者はこれらの実行は今後も維持・発展していくと認識していることがわかった。しかし一方で、石油ガス開発や海上救助は協力の可能性があるものとして提示されていたが、これらの進展は一次的主権や安全保障、外交要因にぶつかることから頓挫または停滞していることが明らかになった。

二つ目は、政治的な分野の協力は中台関係上の一次的主権の問題に抵触することから発展しないことが明らかになった。主権に関する分野や軍事的な分野での協力は、『報告書』出版初期では議論されていたが、その変遷から見ると進展はないことが読み取れた。この原因として、中台関係上に存在する正統性をめぐる対立や軍事的対立が挙げられる。台湾側にとっては自らの一次的主権に関わる問題を、南シナ海をめぐる二次的主権のために譲ることはできない。つまり政治的分野の協力について、中台関係では主権に関わる問題と対立が存在する以上進展は難しいことが明らかになった。

つまり研究の結果、中台両岸は南シナ海での主張が重なっているという観点から、中台が協力して南シナ海争議に取り組むという懸念に対して筆者は、民間の一部の協力は認めつつも、全体的な協力は難しいと主張する。南シナ海をめぐる問題には確かに九段線や島に対する主権といった二次的主権での共同利益が存在する。しかしそれら二次的主権での共同利益の上部には、中台双方の「中国」をめぐった主権や安全保障といった一次的主権が存在する。この一次的主権に抵触しない分野の協力であれば協力は進展するが、非政治的分野の協力ですら発展の先にはこの一次的主権にぶつかることになる。この一次的主権をめぐった対立構造が南シナ海での中台協力の根底にあるものであり、中台関係全体の構造にも存在

するものであると考える。

---

[1] 以下本稿において「中国」または「大陸中国」という場合、特別な表記のない限りは中華人民共和国のことを示す。

[2] 「中華人民共和国外交部関於応菲律賓共和国請求建立的南海仲裁案仲裁庭所作裁决的声明」中華人民共和国外交部HP、2016年７月12日、http://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/t1379490.shtml、(2017年６月30日閲覧)。

[3] 「中華人民共和国政府関於在南海的領土主権和海洋権益的声明」中華人民共和国外交部HP、2016年７月12日、http://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/t1379491.shtml、(2017年６月30日閲覧)。

[4] 中華民国政府対南海仲裁案之立場」中華民国総統府、2016年７月12日、http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=37701&rmid=514&word1=%E5%8D%97%E6%B5%B7、(2017年１月16日閲覧)。

[5] 林紅 (2010)「論両岸在南海争端中的戦略合作問題」『台湾研究集刊』、67-75頁。

[6] 李金明 (2010)「海峡両岸在南海問題上的黙契与合作」『台湾研究集刊』、7-13頁。

[7] 孫国祥 (2012)「第十章　両岸在東亜海域争端中之競合」、何思慎・王冠雄主編『東海及南海争端与和平展望』、遠景基金会、175-192頁。

[8] 林正義(2012)「第六章 中国大陸的南海政策」、何思慎・王冠雄主編『東海及南海争端与和平展望』、91-113頁。

[9] 「関於我們 歴史沿革」国立政治大学国際関係中心、http://iir.nccu.edu.tw/intro/pages.php?ID=intro2&submenu=intro2&menu=mastermenu2、(2017年７月４日閲覧)。

[10] 「劉復国」政治大学国際関係中心、http://iir.nccu.edu.tw/people/bio.php?PID=58159、(2017年７月４日閲覧)。

[11] 「加快項目建設 維護我国海洋権益 服務海洋経済発展」『海洋日報告』2009年６月４日、A01 頁。

[12] 「我院簡介」中国南海研究院、http://www.nanhai.org.cn/index.php/Index/Survey/index.html、(2017年７月４日閲覧)。

[13] 「任中国南海研究院特聘研究員 劉復国仍未辞」『自由時報電子版』2014年７月６日、http://news.ltn.com.tw/news/focus/paper/793641、(2016年12月18日閲覧)。

[14] 関係者聞き取り、2017月３月10日。

[15] 「両岸海上聯合捜救演練７日登場」『中時報電子版』、2014年８月６日、http://www.chinatimes.com/realtimenews/20140806005071-260409、(2017年７月24日閲覧)。

[16] 宋燕輝著 (2008) (遠藤利恵訳)「台湾の南シナ海南沙諸島太平島における滑走路建設をめぐる論争とその政策的含意」『問題と研究』、14-39頁。

[17] 蒋国学 (2013)「台湾的南海政策与両岸南海合作」『新東方』、22-23頁。

[18] 関係者聞き取り、2017年３月10日。

[19] 「両岸南海智庫 展開二軌交流」『中時報電子版』、2016年８月25日、http://www.chinatimes.com/newspapers/20160825000826-260309、(2017年7月13日閲覧)。

[20] 劉復国・呉士存(2013)『2012年南海地区形勢評估報告』国立政治大学国際関係研究中心、39頁。

[21] 同上。

[22] 「任中国南海研究院特聘研究員 劉復国仍未辞」『自由時報電子版』2014年７月６日、http://news.ltn.com.tw/news/focus/paper/793641、(2016年12月18日閲覧)。

[23] 劉復国・呉士存(2013)『2012年南海地区形勢評估報告』国立政治大学国際関係研究中心、48頁。

[24] 劉復国・呉士存(2015)『2014年南海地区形勢評估報告』国立政治大学安全研究中心、70頁。

[25] 「第四届海峡両岸大専校院青年学生南海主題暑期研習営企劃書」国立嘉義大学幼児教育学系暨研究所、2015年７月３日http://www.ncyu.edu.tw/GECHE/bulletin.aspx?bulletin_sn=23603&pages=2、(2017年７月13日閲覧) 及び「海峡両岸関係紀要2016年８月」、中華民国行政院大陸委員会、http://www.mac.gov.tw/News_Content.aspx?n=3D7C9BFC4F86BF4A&sms=CDA642B408087E65&s=03347D8B513F0FF4#102、(2017年７月13日閲覧)。

[26] 劉復国・呉士存(2014)『2013年南海地区形勢評估報告』国立政治大学安全研究中心、45頁。

[27] 褚暁琳 (2013)「両岸合作開発南海漁業資源法律机制構建」『台湾研究集刊』42-48頁及び寧清同 (2015)「両岸合作保護南海漁業資源探討」『海南大学学報人文社会科学版』24-33頁。

[28] 小笠原欣幸 (2014)「馬英九の博士論文から読み解く日台漁業交渉」『 東洋文化』94巻、61-87頁。

[29] 劉復国・呉士存(2011)『2010年南海地区形勢評估報告』国立政治大学国際関係研究中心、71頁。

[30] 同上、72頁。

[31] 王英津 (2015)「太平洋学報」『両岸南海合作的空間与路径探析』、53頁。

[32] 孫艶莉 (2009)「中国石油石化」、『両岸油気合作雲開月明』、42頁。

[33] 劉復国・呉士存(2014)『2013年南海地区形勢評估報告』国立政治大学安全研究中心、198頁。

[34] 門間理良 (2016)「第５章中国の対台湾戦略」安田淳・門間理良編著『台湾をめぐる安全保障』慶應義塾大学出版会、155-179頁。

Cross-Strait Academic Cooperation over the South China Sea

Yuichi Zaizen

China's claims of territorial rights over the entire South China Sea are based on the nine-dash line. At the same time, Taiwan draws on the same doctrine to assert sovereignty over the same stretch of water. Both countries have secondary sovereignty rights, which includes ownership of territorial sea baselines and islands in the South China Sea, while sharing their profits. However, China and Taiwan both claim their status as "the traditional China" should afford them primary sovereignty rights. This thesis will aim to shed light on how primary and secondary sovereignty have developed in the South China Sea through Sino-Taiwanese relations, particularly cross-strait cooperation. We analyzed a "report" (houkokusho) published by the National Chengchi University's (Taiwan) Institute of International Relations in collaboration with the National Institute for South China Sea Studies (China). The results showed that even non-political partnership has seen some progress, but collaborative efforts in general have not improved many critical areas. Specifically, it appears that cooperation over secondary sovereignty shared by both banks in the South China Sea does not work when in conflict with primary sovereignty claims in cross-strait relations.